

地域密着型サービス事業所の廃止について

1 地域密着型サービスとは

地域密着型サービスとは、介護が必要になっても住み慣れた地域を離れずに安心して生活が続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。利用者は原則として白岡市の住民に限定されます。

2 地域密着型サービスの種類

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、1日に複数回の定期的な訪問や、通報による訪問で、介護と看護の連携したサービスを24時間行います。

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的巡回や通報により、ホームヘルパーが自宅等に訪問して、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話を行います。

(3) 地域密着型通所介護

デイサービスセンター等(定員18人以下)に通い、入浴や食事などの介護や、機能訓練を受けます。

(4) (介護予防) 認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンター等に通い、入浴や食事などの介護や、機能訓練を受けます。

(5) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心としながら、要介護者の様態や希望に応じて、「泊まり」や「訪問」を組み合わせ、介護や機能訓練等が受けられます。

(6) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護“グループホーム”

介護が必要な認知症高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフが入浴、食事、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模な有料老人ホーム(定員29人以下)等に入居している要介護者に対し、入浴、食事、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模な特別養護老人ホーム(定員29人以下)等に入所している方が介護や機能訓練、療養上の世話などを受けます。

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、一体的な介護や医療・看護を行います。

地域密着型サービス事業所の廃止

1 対象事業所

- (1) 事業所名 でいほ一む・ほのぼの
- (2) サービス種別 地域密着型通所介護
- (3) 所在地 白岡市西6丁目4-17

2 運営法人

- (1) 法人名 有限会社ほのぼの
- (2) 法人所在地 白岡市西6丁目4-17

3 廃止年月日

令和3年2月1日

4 事業所の定員

10人